



2025年5月28日

各 位

会 社 名 株式会社レスター
(コード：3156 東証プライム市場)
代表者名 代表取締役副社長 朝香 友治
問い合わせ先 執 行 役 員 榊原 琢人
(電話：03-3458-4618)

譲渡制限付株式ユニット制度の導入に関するお知らせ

当社は、2025年5月28日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式ユニット制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関連する議案を2025年6月27日開催予定の当社第6回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の業務執行を担う取締役（以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の中長期的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進め、対象取締役に株式価値を強く意識させ、企業価値の向上や業績達成への強い動機づけを行うことで、短期ではなく中長期の時間軸で経営へのコミットメントを求め、そのコミットメントの対価として退任時に一定のリターンが得られる制度として導入されるものです。

(2) 導入の条件

当社の業務執行を担う取締役の報酬の額は、2018年11月27日開催の臨時株主総会において年額500百万円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では当該報酬枠とは別枠で本制度を新たに導入し、対象取締役に對して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、各対象取締役への具体的な交付及び支給の時期及び内容については、その報酬枠の範囲内にて以下に定める内容に従い当社の取締役会において決定することといたします。

2. 譲渡制限付株式ユニット制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が対象取締役に對し、毎年当社の定める規程に従いポイントを付与し、各対象取締役が当社の取締役を退任した際に保有するポイント数に応じて、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）

す。)を交付する株式報酬制度です。

(2) 対象者

当社の業務執行を担う取締役とします。

(3) ポイントの付与

当社が本制度に基づき対象取締役に付与するポイントの総数は、年 35,000 ポイント（当社株式 35,000 株相当）以内とし、各対象取締役に付与するポイント数は取締役会において決定いたします。

付与されたポイントは、対象取締役が当社の取締役を退任するまでの間、累積されます。

なお、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて付与ポイント数及び各対象取締役が保有するポイント数について合理的な調整を行います。

(4) 株式の交付等

対象取締役が退任した際、当社は当該対象取締役に對し、1 ポイント当たり当社株式 1 株に相当するものとして当社株式を交付します。

株式を交付する際の 1 株当たりの払込金額は、原則として新株の発行又は自己株式の処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値、以下同様）とします。

株式の交付にあたっては、当社は対象取締役に對して金銭報酬債権を支給し、対象取締役は当該金銭報酬債権を現物出資して株式の交付を受けるものとします。

ただし、対象取締役の納税資金を確保する観点から、交付株式数の一部については金銭で支給することができるものとします。

(5) 本制度に基づく報酬等を受ける条件等

当社の取締役会が正当と認める理由により対象取締役が退任した場合には、退任時に保有していたポイント数（ただし、ポイントの付与から 1 年未満のポイントは切り捨て）と退任日の属する月に行われる取締役会の前日の当社株式の終値を基準として、当社株式を交付するものとします。

対象取締役が当社の取締役会が正当と認める理由なく退任した場合には、対象取締役は付与されたポイントの全てを喪失するものとします。

また、対象取締役が死亡により退任した場合、上記（4）に基づく株式の交付に代えて、当該対象取締役の承継者となる相続人に対して対象取締役が死亡の時点で保有していたポイント数（ただし、当該退任の日の属する事業年度に付与されたポイントについては、在任月数で按分する。）に死亡による退任日の当社株式の終値を乗じた額の金銭を支給します。

一定の非違行為その他当社の取締役会において定める事由に該当した場合は、当社の取締役会が定める数のポイント数を喪失するものとします。

(6) 組織再編等における取り扱い

対象取締役が退任する前に一定の組織再編等が当社の株主総会等で承認された場合、当社は、上記（4）に基づく株式の交付に代えて、対象取締役に對してその時点で保有していたポイント数（ただし、ポイントの付与から 1 年未満のポイントは切り捨て）に当該承認日の当社株式の終値を乗じた額の金銭を支給します。

以 上